

媒介条件表

貸付の種類	手形貸付の媒介	証書貸付の媒介	手形割引の媒介	売渡担保の媒介
媒介手数料の計算方法（媒介手数料の割合を含む）	貸付金額×媒介手数料率 ＝媒介手数料金額 媒介手数料率＝5.0%（上限）	貸付金額×媒介手数料率 ＝媒介手数料金額 媒介手数料率＝5.0%（上限）	貸付金額×媒介手数料率 ＝媒介手数料金額 媒介手数料率＝5.0%（上限）	貸付金額×媒介手数料率 ＝媒介手数料金額 媒介手数料率＝5.0%（上限）
媒介先の貸付利率又は割引率	20.0%（上限）	20.0%（上限）	19.83%（上限）	20.0%（上限）
媒介先の返済の方式	一括返済方式 元利均等返済方式 元金均等返済方式		—	一括返済方式
媒介先の返済期間および返済回数	最短 1 日から最長 30 年 1 回、複数回		15 日から 90 日 1 回	最長 1 年 1 回
指定紛争解決機関	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 電話：03-5739-3861/0570-051-051			